

# 注釈 公用文用字用語辞典

〔第10版〕

川崎 政司 編著

(公用文用字用語研究会)

新日本法規

うたう うたう  
 ㊦常用漢字表の字種で書き表せない語  
 で訓による語は、平仮名で書く。  
 令4公用文作成

㊦謳う

㊦㊦条文にうたってある

平23用字用語例

うたがい 疑い  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うたがう 疑う  
 ㊦㊦疑い、疑わしい  
 平22常用漢字、平23送り仮名用例

うたがわしい 疑わしい  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うち 内  
 ㊦㊦㊦内側、内気、部屋の内  
 平22常用漢字、平23用字用語例

㊦㊦㊦期間、広さその他の数量的限定をする場合に用いる用語で、基準値である期間の最終時点、広さその他の数量の最大限を含まない場合に用いる。(「以内」参照)

うち うち  
 ㊦常用漢字表に使える漢字があっても  
 形式名詞は仮名で書く。ただし、「内  
 に秘める」などは漢字で書く。  
 令4公用文作成

㊦㊦中々

㊦㊦…のうち、そのうち、知らないうち  
 平23用字用語例

うちあけばなし 打ち明け話  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちあける 打ち明ける  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちあわせ 打合せ\*  
 ㊦活用がなく、読み間違えるおそれのない複合語は、送り仮名を省く。  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例

うちあわせかい 打合せ会\*  
 ㊦活用がなく、読み間違えるおそれのない複合語は、送り仮名を省く。  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例

うちあわせる 打ち合わせる  
 ㊦複合語の送り仮名は、その複合語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独語の送り仮名の付け方による。ただし、読み間違えるおそれがない場合には、「打ち合わせる」「打合せ」のように、送り仮名を省くことができる。  
 昭48送り仮名、平23送り仮名用例

うちいり 討ち入り  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちかえす 打ち返す  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちきり 打ち切り\*  
 ㊦活用がなく、読み間違えるおそれのない複合語は、送り仮名を省く。  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例

うちきりほしょう 打切補償  
 ㊦活用がなく、慣用が固定していると認められる複合語は、送り仮名を付けない。  
 平22法令漢字、平23送り仮名用例

うちきる 打ち切る  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちけし 打ち消し  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちけす 打ち消す  
 ㊦ 平23送り仮名用例

うちこむ 打ち込む  
 ㊦ 平23送り仮名用例

せつ 設  
 ㊦㊧設立、設備、建設 平22常用漢字

せつ 雪  
 ㊦㊧雪辱、降雪、積雪、雪崩(なだれ)、吹雪(ふぶき) 平22常用漢字

せつ 摂  
 ㊦㊧摂取、摂生 平22常用漢字

せつ 節  
 ㊦㊧節約、季節、関節 平22常用漢字  
 ㊨「章」参照

せつ 説  
 ㊦㊧説明、小説、演説 平22常用漢字

せつ 舌  
 ㊦㊧舌端、弁舌、筆舌 平22常用漢字

せつ 絶  
 ㊦㊧絶妙、絶食、断絶 平22常用漢字

せっかく せっかく  
 ㊨折角  
 ㊦㊧せっかくのおいで、せっかく書いたのに 平23用字用語例

せっけん せっけん  
 ㊦常用漢字表の字種で書き表せない語のうち、音による語でも、漢字を用いないで意味の通るものは、そのまま平仮名で書く。  
 ㊨石鹸<sup>△</sup> 昭61仮名遣い、令4公用文作成

ぜっさん 絶賛  
 ㊦絶讚<sup>△</sup>→絶賛(常用漢字表を外れた漢字は、同音の漢字に書き換える。) 昭31同音漢字書きかえ

せつじょ 切除  
 ㊦剪<sup>△</sup>除→切除(常用漢字表の字種で書き表せない語は、常用漢字を用いた別の言葉で言い換える。) 令4公用文作成

せつに 切に

㊦原則漢字で書く副詞。  
 平22公用文漢字、平23送り仮名用例  
 ㊦㊧切に折る 平23用字用語例

せっぱく 切迫  
 ㊦逼<sup>△</sup>迫→切迫(常用漢字表の字種で書き表せない語は、常用漢字を用いた別の言葉で言い換える。) 令4公用文作成

せつび 設備  
 ㊦通常は、機械、器具その他の建築物に備え付けられる物をいう。(「施設」参照)

せつよう 窃用→盗用 平22法令漢字

せなかあわせ 背中合わせ  
 ㊦ 平23送り仮名用例

ぜに 銭  
 ㊦㊧銭入れ、小銭 平22常用漢字

ぜにいれ 銭入れ  
 ㊦ 平23送り仮名用例

せばまる 狭まる  
 ㊦ 平22常用漢字、平23送り仮名用例

せばめる 狭める  
 ㊦ 平22常用漢字、平23送り仮名用例

ぜび 是非  
 ㊦㊧是非を論ずる、是非に及ばない、是非(とも)お願いします 平23用字用語例

せぶみ 瀬踏み  
 ㊦ 平23送り仮名用例

せまい 狭い  
 ㊦㊧狭苦しい 平22常用漢字、平23送り仮名用例  
 ㊦狭隘<sup>△</sup>な→狭い(常用漢字表の字種で書き表せない語は、同じ意味の分りやすい言い方で言い換える。) 令4公用文作成



ただよう 漂う  
 ㊦ 平22常用漢字、平23送り仮名用例

ただよわす 漂わす  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たち 太刀  
 ㊦ 平22常用漢字

たち …たち〔接尾語〕  
 ㊦ 常用漢字表に使える漢字があっても仮名書きを基本とする接尾辞。  
 ㊧ …達<sup>△</sup>  
 ㊨ ㊩ 私たち、子供たち  
 令4公用文作成、平23用字用語例

たちあい 立会い\*  
 ㊦ 活用がなく、読み間違えるおそれのない複合語は、送り仮名を省く。  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例

㊧ ①ある行為がなされる場合に、現場において行為者以外の者がそれを監視し、又は確認すること。  
 ②取引所において売買取引を行うこと。  
 ③口頭弁論において日本語に通じない者等に対し通訳を行うこと。

たちあいえんぜつ 立会演説  
 ㊦ 活用がなく、慣用が固定していると認められる複合語は、送り仮名を付けない。  
 平22法令漢字、平23送り仮名用例

たちあいにな 立会人  
 ㊦ 活用がなく、慣用が固定していると認められる複合語は、送り仮名を付けない。  
 平22法令漢字、平23送り仮名用例

たちあう 立ち会う  
 ㊦ 平23送り仮名用例  
 ㊧ 「立会い」参照

たちあがり 立ち上がり  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たちあがる 立ち上がる  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たちい 立ち居  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たちいた 裁ち板  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たちいふるまい 立ち居振る舞い  
 ㊦ 複合語の送り仮名は、その複合語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独語の送り仮名の付け方による。ただし、読み間違えるおそれがない場合には、「立ち居振る舞い」「立居振舞」「立居振舞」のように、送り仮名を省くことができる。  
 昭48送り仮名、平23送り仮名用例

たちいり 立入り\*  
 ㊦ 活用がなく、読み間違えるおそれのない複合語は、送り仮名を省く。  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例

たちいりきんし 立入禁止  
 ㊦ 平23送り仮名用例

たちいりけんさ 立入検査  
 ㊦ 活用がなく、慣用が固定していると認められる複合語は、送り仮名を付けない。  
 平22法令漢字、平23送り仮名用例

㊨ 「臨検」は犯則事件の調査の場合についてのみ用いる。それ以外の場合には「立入検査」を用いる。  
 平22法令漢字  
 ㊧ 行政機関の職員が、事業者等の事業所等に立ち入って、施設、帳簿等を検査する行為。

たちいる 立ち入る  
 ㊦ 平23送り仮名用例

す。元の状態に戻る。「溶ける・溶かす・溶く」は、液状にする。固形物などを液体に入れて混ぜる。一体となる。

※「雪や氷がとける」の「とける」については、「雪や氷が液状になる」意で「溶」を当てるが、「固まっていた雪や氷が緩む」と捉えて「解」を当てることもできる。「雪解け」はこのような捉え方で「解」を用いるものである。

【解ける】

㊦㊧㊨打ち解ける、緊張が解ける、誤解が解ける、ひもが解ける、雪解け、問題が解ける  
平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

【溶ける】

㊦㊧㊨㊩雪や氷が溶（解）ける、チョコレートが溶ける、砂糖が水に溶ける、地域社会に溶け込む  
平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

とげる 遂げる

㊦㊧成し遂げる  
平22常用漢字、平23送り仮名用例

とこ 床

㊦㊧㊨床の間、寝床 平22常用漢字

とこ 常

㊦㊧㊨常夏 平22常用漢字

どこ どこ

㊦㊧常用漢字表に使える漢字があっても指示代名詞は仮名で書く。  
令4公用文作成  
平23用字用語例  
㊦何<sup>△</sup>処<sup>△</sup>

とこあげ 床上げ

㊦ 平23送り仮名用例

ところ 所

㊦㊧㊨㊩台所、家を建てる所、所書き

平22常用漢字、平23用字用語例  
㊦処<sup>△</sup> 平23用字用語例

ところ ところ

㊦㊧常用漢字表に使える漢字があっても形式名詞は仮名で書く。ただし、「家を建てる所」のように、具体的に特定できる対象がある場合には漢字で書く。  
令4公用文作成

㊦処<sup>△</sup>  
㊦㊧㊨現在のところ差し支えない  
平22公用文漢字、平23用字用語例

ところが ところが

㊦㊧常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。  
令4公用文作成、平22公用文漢字

㊦所<sup>△</sup> 平23用字用語例

ところがき 所書き

㊦ 平23送り仮名用例

ところで ところで

㊦㊧常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。  
令4公用文作成、平22公用文漢字

㊦所<sup>△</sup> 平23用字用語例

とぎす 閉ぎす

㊦ 平22常用漢字、平23送り仮名用例

とし 年

㊦㊧㊨年子、年寄り、今年（ことし）  
平22常用漢字

としけいかく 都市計画

㊦㊧都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。

としけいかくほう 都市計画法

㊦㊧昭和43年法律第100号。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に

ますます ますます  
 ㊦ 2字以上の繰り返しは、そのまま書く。 令4公用文作成

㊧ 益<sup>△</sup>々  
 ㊨ ㊩ ますます増加する 平23用字用語例

まぜおり 交ぜ織り  
 ㊦ 平23送り仮名用例

まぜもの 混ぜ物  
 ㊦ 平23送り仮名用例

まぜる 交ぜる・混ぜる  
 ㊦ ㊧ ㊨ 「交じる・混じる」参照

### 【交ぜる】

㊦ ㊨ ㊩ 交ぜ織り、カードを交ぜる  
 平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

### 【混ぜる】

㊦ ㊨ ㊩ 混ぜ物、コーヒーにミルクを混ぜる、セメントに砂を混ぜる、絵の具を混ぜる  
 平22常用漢字、平23送り仮名用例、平26同訓漢字使い分け

また 又・また  
 【又】

㊦ 副詞の「又」は漢字で書く。  
 平22常用漢字、昭48送り仮名、令4公用文作成、平23送り仮名用例

㊨ ㊩ 又の機会、又聞き、又貸し  
 平23用字用語例

### 【また〔接続詞〕】

㊦ 常用漢字表に使える漢字があっても接続詞は仮名書きを基本とする。

㊧ 又（ただし、「または」は「又は」と表記する。）  
 令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字

㊨ ㊩ また、…、山また山  
 平23用字用語例

また 股  
 ㊦ ㊨ ㊩ 内股、大股 平22常用漢字

まだ まだ  
 ㊦ 未<sup>△</sup>だ→まだ 平23用字用語例

またたく 瞬く  
 ㊦ ㊨ 瞬き 平22常用漢字、平23送り仮名用例

または 又は  
 ㊦ 漢字を使って書く接続詞。

令4公用文作成、平22公用文漢字、平22法令漢字、平23送り仮名用例、昭61仮名遣い

㊨ 法令・公用文で、複数の物事のうち、いずれか一つを選ぶことを表す場合に、「か」という意味で用いる。

① A又はB 二つの物事のうち、どちらか一方を選ぶ場合㊩英語又は中国語(英語か中国語のどちらか一方)

② A、B、C又はD それぞれ同格の三つ以上の物事の中から一つを選ぶ場合。最後に示す物事の前にだけ「又は」を用い、他は「、」とする。  
 ㊨ 物理、生物、化学又は地学を選択する(物理、生物、化学、地学の4科目のうち、いずれか一つを選択する。)

③ A若しくはB又はC(若しくはD)

三つ以上の物事から一つを選ぶ際に、結び付きの強さに段階がある場合、1段階目の結び付きには「若しくは」を、2段階目の結び付きには「又は」を使う。㊩英語若しくは中国語又は数学若しくは理科を選択し受験する(次のアとイのどちらか一方の方法を選択し、さらにそのうちで選んだ1科目を受験する。ア英語か中国語のどちらかを受験する。イ数学か理科のどちらかを受験する。) 令4公用文作成、平23用字用語例

㊦ 選択的接続詞。法令においての用法は次のとおり。単一で用いるときは「又は」を用いる。選択される語句に段階があるときは、最も大きい選択に「又は」を用い、それよりも小

## ○「公用文作成の考え方」の周知について

(令和4年1月11日)  
内閣文第1号)

各国务大臣 殿

内閣官房長官

「公用文作成の考え方」の周知について

本日の閣議で文部科学大臣から報告された「公用文作成の考え方」(文化審議会建議)は、現代社会における公用文作成の手引としてふさわしいものであることから、貴管下職員への周知方につき、よろしく御配慮願います。

なお、「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)は、本日付けで廃止します。

## 「公用文作成の考え方」について (建議)

(令和4年1月7日)  
文化審議会)

### 公用文作成の考え方

#### 前書き

文化審議会は、これからの時代にふさわしい公用文作成の手引とするために「公用文作成の考え方」をここに示すこととした。

昭和26年に当時の国語審議会が建議した「公用文作成の要領」は、翌27年に内閣官房長官依命通知別紙として各省庁に周知されてから約70年を経ている。基本となる考え方は現代にも生きているものの、内容のうちに公用文における実態や社会状況との食い違いがあることも指摘されてきた。

こうした状況を踏まえ、文化審議会国語分科会は同要領の見直しについて検討し、「新しい「公用文作成の要領」に向けて」(令和3年3月12日)を報告した。以下に示す「公用文作成の考え方」は、国語分科会報告に基づき、「公用文作成の要領」が示してきた理念を生かしつつ、それに代えて政府内で活用されることを目指し取りまとめたものである。